

2019 年度 授業料・年間諸費用等納付について

2019 年度の授業料・諸費用等の納付について、下記の通りお知らせします。

1. 納付金の種類

① 授業料等

- 授業料・教育充実費の総称です。
- 国の就学支援金、大阪府支援補助金の対象となります。

② 年間諸費用

- PTA 会費・生徒会費・校外学習費・教材費・学習合宿費・スクールランチ費・卒業時諸費・旅行積立金・看護実習費用の総称です。学科・コースにより費目および金額等が異なります。
- 年度内残金は原則として次の学年次に繰り越します（一部年度内返金する場合があります）。卒業（看護専攻科修了）時点で残金が生じた場合は授業料等自動振替（引落）口座へ返金（卒業後 5 月中旬頃予定）、不足分が生じた場合は追加請求します。看護科 3 年次の残金は 4 年（看護専攻科 1 年）に繰り越し、看護専攻科修了後 5 月中旬頃に返金予定です。
- 国の就学支援金、大阪府支援補助金の対象ではありませんので、所得や居住地にかかわらずすべて生徒・保護者の自己負担となります。

③ その他

- スクールバス利用料等、一部対象者に対してのみ必要となる費用については別途徴収します。

2. 納付金の徴収方法

① 授業料等と年間諸費用は自動振替（引落）納付

- 特別な事情がない限り、窓口での現金納付はご遠慮下さい。

② 授業料等と年間諸費用の納付時期

- 下記の通り予定しています。諸事情により変更する場合があります

	諸費用 前期	授業料 1 期	授業料 2 期	諸費用 後期	授業料 3 期	授業料 4 期
納付予定日	5/22	5/27	7/3	7/29 <small>教育探究1,2年のみ</small>	10/23	1/6

- ・ 正式な納付日（自動振替日）はその 2 週間前をめやすに通知します。ただし、請求額が 0 円の場合は通知を省略する場合があります。
- ・ 年間諸費用について、教育探究コース以外の科・コースは 5/22 一括納付、教育探究コースのみ 5/22 と 7/29 の前後期分割納付となります。
- ・ 当初、年間諸費用前期は 4 月下旬、授業料 1 期は 5 月上旬を予定しておりましたが、2019 年 5 月のゴールデンウィークのスケジュールが例年と大幅に変わったことにより銀行の対応可能日が制限されたため上記予定に変更となりました。

3. 本校の授業料および年間諸費用額

■ 授業料等（授業料＋教育充実費）4期分納 ー 支援金・補助金対象

( ) 内は振替予定日	1期 (5/27)	2期 (7/3)	3期 (10/23)	4期 (1/6)	合計
新1年 普通科・看護科	150,000 (142,500+7,500)	150,000 (142,500+7,500)	150,000 (142,500+7,500)	150,000 (142,500+7,500)	600,000 (570,000+30,000)
新2・3年 普通科	144,000 (135,000+9,000)	144,000 (135,000+9,000)	144,000 (135,000+9,000)	144,000 (135,000+9,000)	576,000 (540,000+36,000)
新2・3年 看護科	145,000 (137,500+7,500)	145,000 (137,500+7,500)	145,000 (137,500+7,500)	145,000 (137,500+7,500)	580,000 (550,000+30,000)

上記は支援金、補助金等による減免前の授業料等の金額です。

■ 年間諸費用（教育探究コース1・2年のみ前後期（5/22・7/29）分納

その他の科・コースは前期（5/22）一括納付 ー 支援金・補助金対象外

		PTA 会費	生徒 会費	校外 学習費	教材費	学習 合宿費	看護実習 費用	スクール ランチ費	卒業時 諸費	旅行 積立金	計
教育探究 コース	新1年	10,000	3,000	9,000	28,000	20,000	—	9,600	—	90,000 100,000	169,600 100,000
	新2年	10,000	3,000	9,000	28,000	—	—	—	—	100,000 100,000	150,000 100,000
	新3年	10,000	3,000	9,000	28,000	—	—	—	40,000	—	90,000
幼児教育 コース	新1年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	9,600	—	60,000	109,600
	新2年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	—	—	60,000	100,000
	新3年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	—	40,000	—	80,000
進学総合 コース	新1年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	9,600	—	60,000	109,600
	新2年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	—	—	60,000	100,000
	新3年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	—	40,000	—	80,000
看護科	新1年	10,000	3,000	9,000	44,000	—	30,000	9,600	—	60,000	165,600
	新2年	10,000	3,000	9,000	44,000	—	30,000	—	—	60,000	156,000
	新3年	10,000	3,000	9,000	44,000	—	30,000	—	40,000	—	136,000

※ 教育探究コースは上段が前期、下段が後期請求額です

#### 4. 本校の授業料徴収と精算の考え方

- 下記表の通り、授業料等はその時点で判定した仮の「ランク」に応じて国の就学支援金・大阪府の支援補助金と相殺計算して請求させていただきます。

	1期	2期	3期	4期	年計
授業料等					
上段：新1年	150,000	150,000	150,000	150,000	600,000
中段：新2・3年看護科	145,000	145,000	145,000	145,000	580,000
下段：新2・3年普通科	144,000	144,000	144,000	144,000	576,000
就学支援金(国)	前年度仮ランクの金額3ヶ月分	前年度仮ランクの金額3ヶ月分	当該年度仮ランクの金額3ヶ月分	年間合計額との精算額	年間総額
支援補助金(府)	前年度仮ランクの金額3ヶ月分	前年度仮ランクの金額3ヶ月分	当該年度仮ランクの金額3ヶ月分	年間合計額との精算額	年間総額
本人負担額(ご請求額)	授業料等 －(就+補)	授業料等 －(就+補)	授業料等 －(就+補)	年間総負担額との精算額	年間総負担額

- 「ランク」とは親権者の課税額および扶養する子どもの人数等から判定されるもので、国からの就学支援金と大阪府支援補助金の金額算定に使用されるものです。月単位で決定するものですが、引っ越し、親権者の人数変更、税の更正等により変動するため、最終的なランクの決定は年度末となります。ですが、本校では期ごとに予測されるランクを仮判定し、支援金額、補助金額を事前相殺して本人負担額を計算してご請求させていただきます。これにより年収約590万円未満の大阪府在住の方は授業料等部分のご請求額が0円となる予定です。
- 前年度仮ランク：前年度の課税額から算出するランクで、年収めやす590万円～910万円の世帯(DまたはEランク)については、どなた様も「こども二人の世帯」として仮のランクを設定します。
- 当該年度仮ランク：2019年度の課税額から算出するランクで、年収めやす590万円～910万円の世帯については、その時点での親権者が扶養する子どもの人数等について精査の上、仮のランクを設定する予定です。大阪府教育庁のスケジュールにより3期についても前年度仮ランクにて計算する場合があります。
- 1期～3期は課税額から算出されるその時点での仮ランクを元にご請求額を算出するため、引っ越し、親権者の人数変更、兄弟姉妹の状況等により本来の負担額と金額が異なる場合があります。特に、2期については、本来2019年度の課税額からランクおよび負担額を算出すべきところ、2019年度ランクの決定は9月の予定であるため、多くの生徒について、請求額と実際に負担すべき額が一致しない状況が発生する可能性があります。それらの不一致による差額は、すべて4期請求時に精算させていただきますのでご了承ください。
- 大阪府の支援補助金は10月1日現在大阪府に在住し、かつ本校に在籍していなければ支給の対象となりません。ので、万一それまでに転退学等されると4月分までさかのぼって大阪府支援補助金分を自己負担していただくこととなります。ご注意ください。
- 転退学等により本校の籍がなくなる時期によっては、国の就学支援金・大阪府の支援補助金を受けられない月が発生した場合、その月数の授業料等部分は生徒・保護者のご負担となります。
- 大阪府外在住の方は支援補助金(府)を受けられません。
- 新1年生と新2・3年生は制度の内容が異なるため、親権者が扶養する子どもの人数等の判定方法等が異なります。詳しくは大阪府庁のホームページをご覧ください。(兄弟姉妹が高等学校等に在学している世帯は特にご注意ください)
- 授業料4期時点で就学支援金(国)と支援補助金(府)の年間総額を精査し、本人負担額が不足している場合は追徴、過納となっている場合は還付となります。

■ 各期（3ヶ月分）の就学支援金、支援補助金、本人負担額めやす

新1年生 普通科・看護科共通

年収めやす	ランク表記 (仮)	就学支援金	支援補助金	本人負担額 (大阪府)	本人負担額 (大阪府外)
非課税および生活保護	A	74,250	75,750	0	75,750
～250万円	B	59,400	90,600	0	90,600
250～590万円	C	44,550	105,450	0	105,450
590～800万円 (子ども3人以上世帯)	D3	29,700	120,300	0	120,300
590～800万円 (子ども2人世帯)	D2	29,700	95,300	25,000	120,300
590～800万円 (子ども1人世帯)	D1	29,700	70,300	50,000	120,300
800～910万円 (子ども3人以上世帯)	E3	29,700	95,300	25,000	120,300
800～910万円 (子ども2人世帯)	E2	29,700	45,300	75,000	120,300
800～910万円 (子ども1人世帯)	E1 (府外)	29,700	0	120,300	120,300
910万円以上	国外	0	0	150,000	150,000

新2・3年生 普通科（上段）・看護科（下段）共通

年収めやす	ランク表記 (仮)	就学支援金	支援補助金	本人負担額 (大阪府)	本人負担額 (大阪府外)
非課税および生活保護	A	74,250 74,250	69,750 70,750	0 0	69,750 70,750
～250万円	B	59,400 59,400	84,600 85,600	0 0	84,600 85,600
250～590万円	C	44,550 44,550	99,450 100,450	0 0	99,450 100,450
590～800万円 (子ども3人以上世帯)	D2	29,700 29,700	89,300 90,300	25,000 25,000	114,300 115,300
590～800万円 (子ども2人以下世帯)	D1	29,700 29,700	64,300 65,300	50,000 50,000	114,300 115,300
800～910万円 (子ども3人以上世帯)	E2	29,700 29,700	64,300 65,300	50,000 50,000	114,300 115,300
800～910万円 (子ども2人以下世帯)	E1 (府外)	29,700 29,700	0 0	114,300 115,300	114,300 115,300
910万円以上	国外	0 0	0 0	144,000 145,000	144,000 145,000

- 年収のめやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合のもので、実際は「市町村民税所得割額」および「府民税所得割額」により判定されます。
- 「府外（ふがい）」は「府補助金対象外」の意味で、「大阪府外」という意味ではありません。また「国外（くにがい）」は「国の支援記対象外」という意味で「こくがい」という意味ではありません。
- ランク表記は大阪府発表後変更になる場合があります（本校が暫定的に決めた表記方法です）
- 新1年生と新2・3年生は制度の内容が異なるため、親権者が扶養する子どもの人数等の判定方法等が異なります。詳しくは大阪府庁のホームページをご覧ください。（兄弟姉妹が高等学校等に在学している世帯は特にご注意ください）